

令和6年度

第1回君津市国民健康保険運営協議会

令和6年5月16日

諮 問

- (1) 君津市国保診療所に関する条例の一部改正について

君津市国保診療所に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国保松丘診療所及び国保笹診療所について、将来的な医師の確保及び地域人口の減少による患者数の減少に伴う経営状況の改善が課題となっていることから、将来にわたる医師・看護師等の人材確保など、安定的な地域医療と診療体制を確保するため、国保小櫃診療所と同じく指定管理者制度を導入する。

これに伴い、君津市国保診療所に関する条例（昭和55年君津市条例第24号）の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 指定管理者による管理

国保松丘診療所及び国保笹診療所の管理を指定管理者とする。

(2) 業務日及び業務時間

国保松丘診療所及び国保笹診療所の業務日及び業務時間を以下のとおり改正する。

①国保松丘診療所

曜日	改正案	現行
月曜日	変更なし	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後5時まで
火曜日	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後7時まで
水曜日	午後2時から午後7時30分まで	午後1時から午後5時まで
木曜日	午前8時30分から午後2時まで	午前8時30分から正午まで
金曜日	変更なし	午前8時30分から正午まで 午後1時から午後5時まで
土曜日	休診	午前8時30分から正午まで
日曜日	変更なし	休診

②国保笹診療所

曜日	改正案	現行
水曜日	変更なし	午前 8 時 3 0 分から正午まで

(3) 居宅サービス及び介護予防サービス

「介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス」及び同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する「介護予防サービス」の業務を国保小櫃診療所及び国保松丘診療所で実施するものとする。

(4) 利用料金等

すべての診療所を指定管理者に管理させ、利用料金制とすることから、使用料の規定を削るとともに、利用料金に係る規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 その他

指定管理者制度導入に係る今後の予定

令和 6 年 6 月 条例改正案を議会へ提出

9 月 指定管理者の公募

10 月 指定管理者の選定

12 月 指定管理者の指定議案を議会へ提出

令和 7 年 4 月 新体制での診療所運営開始

報 告

(1) 令和5年度君津市国民健康保険特別会計決算見込について

令和5年度 君津市国民健康保険特別会計 決算見込 【事業勘定】

【歳入の主な増減理由】

- ① 1款 国民健康保険税は、社会保険適用拡大による被保険者数の減少により、減収となった。
- ② 3款 県支出金は、歳出の一般療養給付費が見込みより少なかったことによるもの。
- ③ 6款 繰入金は、システム改修等の委託契約差金のほか、職員の人件費、出産育児一時金が見込みより少なかったことによるもの。
- ④ 8款 諸収入は、延滞金及び返納金が見込みより多かったことによるもの。

【歳入】

(単位：千円)

款	予算現額(A)	決算見込額(B)	差 引(B)-(A)	内容説明
1 国民健康保険税	1,697,162	1,615,131	△ 82,031	現年分 1,499,576千円、滞納繰越分 115,555千円
2 国庫支出金	1	177	176	東日本大震災の避難者に係る災害臨時特例補助金・健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金
3 県支出金	6,560,461	6,030,542	△ 529,919	医療機関にかかった際の療養給付費や補装具を作った際などに支給される療養費、医療費が限度額を超えた際に支給される高額療養費などの保険給付費分が、全額交付される。
4 財産収入	303	287	△ 16	国民健康保険基金利子
5 寄附金	1	0	△ 1	寄附金
6 繰入金	774,084	747,805	△ 26,279	一般会計からの繰入金で、国民健康保険事業に係る職員の人件費や委託料、消耗品費などの事務に要する費用、出産育児一時金の支給額の2/3に相当する費用、直営診療所に要する費用、低所得者の税軽減分の費用、国民健康保険基金繰入金など
7 繰越金	334,083	699,696	365,613	前年度からの繰越金
8 諸収入	55,405	85,826	30,421	国民健康保険税の延滞金、交通事故など第三者の行為により保険証を使用した際に保険会社などから支払われる給付費、国保資格を喪失後に国保の保険証を使用した際の療養給付費の返納金など
9 市債	1	0	△ 1	
計	9,421,501	9,179,464	△ 242,037	

令和5年度 君津市国民健康保険特別会計 決算見込【事業勘定】

【歳出の主な増減理由】

- ① 1款 総務費は、システム改修等の委託契約差金のほか、職員の人件費等が見込みよりも少なかったことなどによるもの。
- ② 2款 保険給付費は、被保険者数の減少により、療養給付費が見込みよりも少なかったことによるもの。
- ③ 6款 保健事業費は、データヘルス計画の執行残及び特定保健指導委託に係る契約差金のほか、被保険者数の減による特定検診や人間ドックの委託料が見込みよりも少なかったことによるもの。

【歳出】

(単位：千円)

款	予算現額(A)	決算見込額(B)	差引(A)-(B)	内容説明
1 総務費	263,568	244,925	18,643	人件費、電算処理費、国保連合会負担金など国保事業運営のための事務的費用 ※決算見込額のうち、国保標準システム導入費用30,910千円を6年度へ繰越
2 保険給付費	6,458,161	5,934,994	523,167	医療機関にかかった際の療養給付費や補装具を作った際などに支給される療養費、医療費が 限度額を超えた際に支給される高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など
3 国民健康保険事業費納付金	2,300,227	2,300,224	3	県に納付する納付金
4 共同事業拠出金	3	1	2	退職者医療制度の加入対象者把握のための資料作成費用 県内市町村で按分し国保連合会へ支払う。
5 財政安定化基金拠出金	1	0	1	災害などの特別な事情により県から交付を受けた場合に後年度拠出する費用
6 保健事業費	127,051	107,266	19,785	特定健診、若年健診、人間ドック、医療費通知に要する費用
7 積立金	170,303	170,287	16	国民健康保険基金への積立金
8 公債費	2	0	2	
9 諸支出金	72,185	57,992	14,193	直営診療施設勘定への繰出金、被保険者が納め過ぎた国民健康保険税の還付金など
10 予備費	30,000	0	30,000	
計	9,421,501	8,815,689	605,812	
歳入・歳出差引見込額			363,775	

参 考

① 被保険者数・世帯数の推移（年度平均）

	R2	R3	R4	R5
被保険者数	18,274	17,975	17,414	16,516
前年度比	△ 574	△ 299	△ 561	△ 898
世 帯 数	11,864	11,794	11,593	11,125
前年度比	△ 249	△ 70	△ 201	△ 468

② 保険給付費の推移（R2～R4は決算額、R5は決算見込額）

	R2	R3	R4	R5
療養給付費	5,009,755,270	5,295,298,582	5,245,985,064	5,077,944,495
療養費等	37,583,790	29,101,551	25,101,908	23,589,939
高額療養費等	779,373,475	802,768,192	785,405,975	797,030,365
出産育児一時金	18,069,030	12,590,300	16,326,686	18,523,888
葬祭費	7,250,000	6,300,000	6,450,000	6,550,000
傷病手当金	0	205,424	2,276,043	80,132
計	5,852,031,565	6,146,264,049	6,081,545,676	5,923,718,819
1人当たり	320,238	341,934	349,233	358,665

（単位：円）

※合計額は、診療報酬審査支払手数料（11,274,830円）を除くため、2款の合計額と一致しない。

③ 国民健康保険基金の状況R2～R5は決算額、R6は当初予算額のため、運用収益のみ積立額に計上）

	R2	R3	R4	R5	R6
基金積立額	10,008,128	200,007,865	190,065,579	170,287,309	527,246
基金取崩額	0	0	0	50,000,000	170,000,000
年度末基金残高	21,156,861	221,164,726	411,230,305	531,517,614	362,044,860

（単位：円）

④ 繰入金の推移（R2～R4は決算額、R5は決算見込額）

	R2	R3	R4	R5
一般会計繰入金ルール分（職員給与費、基盤安定等）	618,351,776	606,825,604	616,239,662	649,873,382
一般会計繰入金ルール外分（直診繰出分）	58,076,000	57,727,000	52,774,000	47,932,000
国民健康保険基金繰入金	0	0	0	50,000,000
合 計	676,427,776	664,552,604	669,013,662	747,805,382

（単位：円）

※「ルール分」とは、総務省からの通知により、市の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出すことが認められている経費

⑤ 国民健康保険税調定額・収納率の推移（R2～R4は決算数値、R5は決算見込）

	R2	R3	R4	R5
調定額（現年分）	1,722,446,600円	1,716,465,100円	1,764,348,900円	1,575,294,700円
1人当たり	94,257円	95,492円	101,318円	95,380円
収納率（現年分）	92.49%	94.29%	94.37%	95.19%
滞納繰越額	686,825,909円	563,511,305円	450,990,614円	375,573,276円
前年比	△ 129,970,171	△ 123,314,604	△ 112,520,691	△ 75,417,338

⑥ 国民健康保険税 税率推移

		R2	R3	R4	R5
医療分	所得割	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	平等割	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円
	限度額	630,000円	630,000円	650,000円	650,000円
支援分	所得割	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	平等割	-	-	-	-
	限度額	190,000円	190,000円	200,000円	220,000円
介護分	所得割	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	9,900円	9,900円	9,900円	9,900円
	平等割	-	-	-	-
	限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
限度額計		990,000円	990,000円	1,020,000円	1,040,000円

令和5年度 君津市国民健康保険特別会計 決算見込【直営診療施設勘定】

【歳入の主な増減理由】

- ① 1款 診療収入及び2款 使用料及び手数料は、松丘診療所の患者数減少のため減収を見込むもの。
- ② 4款 繰入金は、診療所の運営費用補填が見込より少なかったことなどによるもの。
- ③ 6款 諸収入は、オンライン資格確認に係る機器の購入及びシステム改修の補助金が松丘診療所、笹診療所に対して交付されることになったことによるもの。

【歳出の主な増減理由】

- ① 1款 総務費は、松丘診療所の人件費が減少したことによるもの。
- ② 2款 医業費は、松丘診療所の患者数の減少により、医薬品購入費が減少したため、執行残が生じたことによるもの。

【歳入】

(単位：千円)

款	予算現額(A)	決算見込額(B)	差 引(B-A)	内容説明
1 診療収入	42,573	35,278	△ 7,295	診療報酬のほか、健康診断料など
2 使用料及び手数料	187	167	△ 20	医薬品の容器料、診断書等の文書料など
3 財産収入	271	271	0	おびつ歯科に係る土地建物貸付料
4 繰入金	51,932	47,932	△ 4,000	地域医療維持のための診療所の運営費用補填
5 繰越金	4,000	6,421	2,421	前年度繰越金
6 諸収入	37	714	677	オンライン資格確認に係るシステム改修の補助金、雇用保険料など
計	99,000	90,783	△ 8,217	

【歳出】

(単位：千円)

款	予算現額(A)	決算見込額(B)	差 引(A-B)	内容説明
1 総務費	72,625	66,351	6,274	診療所を運営するための医師人件費や事務費など
2 医業費	21,694	16,560	5,134	薬処方のための医薬品等の購入費など
3 公債費	681	681	0	旧国保清和診療所建設事業費借入金の元利償還金
4 予備費	4,000	0	4,000	
計	99,000	83,592	15,408	
歳入・歳出差引見込額			7,191	

参 考

君津市国保診療所の利用状況の推移

1 国保小櫃診療所

⇒指定管理者制度導入

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
患者数 (延べ) ①	9,179	4,429	2,637	3,618	4,174	4,371	3,886
開院日数 ②	289	184	119	240	241	237	231
一日あたり 患者数 ①/②	31.8	24.1	22.2	15.1	17.3	18.4	16.8

※ 国保小櫃診療所は平成29年度に常勤医師が退職し、平成30年度、令和元年度は民間医療機関に医師等の派遣について業務委託しており、開院日数を縮小した。

令和2年度から指定管理者制度を導入し、公益社団法人地域医療振興協会の医師が常勤し、週5日（平日）開院している。

2 国保松丘診療所

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
患者数 (延べ) ①	4,989	4,726	4,478	4,187	4,045	3,992	3,922
開院日数 ②	255	255	243	253	248	248	235
一日あたり 患者数 ①/②	19.6	18.5	18.4	16.5	16.3	16.1	16.7

君津市国民健康保険の円滑な財政運営に向けた 医療費適正化への取り組みについて

国民皆保険制度の中核をなす国民健康保険制度について、今後も持続可能な制度とするため、伸び続ける医療費を抑制し、円滑な国保運営に努め、加入者の健康寿命の延伸のため各種事業を行う。

・健康診査等による取り組み

○特定健康診査等事業

加入者の生活習慣病に着目した健康診査を実施し、該当者には保健指導を行い、効果的に生活習慣病の予防を図る。

新型コロナウイルス感染症を契機に、令和2年度から集団健診を事前予約制とし、待ち時間の短縮やスムーズな健診受診を行う。

令和元年度より、人工知能（AI）によるデータ分析に基づき、対象者の特性に合わせた勧奨素材を発送することで効果的に特定健診の受診を促し、受診率の向上を図っている。

なお、令和5年度は個別健診及び集団検診の通数を増加させた結果、個別健診は前年度から約2,800件、集団検診は約5,200件の発送者増となり、検診受診率が0.7ポイント増加した。

令和6年度は未受診者対策事業として、レセプトデータを基に、前年度の受診履歴及び通院履歴のある方へ、かかりつけ医療機関名が印字された受診勧奨ハガキを送付し、かかりつけ医療機関で特定健康診査の受診を促す取り組みを新たに予定している。

○人間ドック助成事業

人間ドックの受検に対し、費用の7割（6万円上限）を助成し、早期発見、早期治療を図り、重症化を予防し、加入者の健康維持を支援する。

・啓発への取り組み

○医療費通知の発送

年に2回（1月と3月）、加入者へ医療費がどれくらいかかったかを通知し、啓発する。また、通知にはジェネリック医薬品の使用普及についても併せて記載し、効果的な周知を図る。

○ジェネリック医薬品差額通知の発送

ジェネリック医薬品を使用した場合にどれくらい削減できるかを記載した通知を送付することにより、ジェネリック医薬品の普及を図る。

・その他の取り組み

○レセプト点検事業

加入者が医療機関を受診した際のレセプトを点検し、医療機関からの保険請求の誤りがないか確認を実施している。

平成30年度より、一部、民間委託し、点検の強化を図っている。

○腎臓病地域連携パス事業

特定健康診査の結果を活用し、腎臓病等のリスクのある対象者に対しパスを送付し受診勧奨する。君津地域のかかりつけ医、専門医療機関、行政で連携し、慢性腎臓病の早期からの予防を目指す。